

令和3年3月湖西市議会定例会

# 議 案 書



# 議案一覧表

(令和3年3月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 1 号	湖西市教育長の任命につき同意を求めることについて
議案第 2 号	湖西市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることにつき同意を求めることについて
議案第 3 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 4 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 5 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 6 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 7 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 8 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 9 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 10 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 11 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 12 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 13 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案番号	件名
議案第 14 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 15 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 16 号	湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 17 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第 18 号	令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）
議案第 19 号	湖西市部設置条例及び湖西市文化財保護条例の一部を改正する条例制定について
議案第 20 号	行政手続における押印の見直しに係る関係条例の整備に関する条例制定について
議案第 21 号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第 22 号	湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 23 号	湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 24 号	湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 25 号	湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第 26 号	湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議案第 27 号	湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について

議案番号	件名
議案第 28 号	湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 29 号	湖西市ふれあい交流館条例の一部を改正する条例制定について
議案第 30 号	湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第 31 号	湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定について
議案第 32 号	湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 33 号	湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
議案第 34 号	湖西市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 35 号	湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
議案第 36 号	湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業の契約締結について
議案第 37 号	令和 2 年度浜名湖西岸土地区画整理事業に係る河川付替工事（5 工区）の契約の一部変更について
議案第 38 号	市道の路線の廃止について
議案第 39 号	湖西市基本構想の策定について
議案第 40 号	令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 11 号）
議案第 41 号	令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

議案番号	件名
議案第 42 号	令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 43 号	令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 44 号	令和 2 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 45 号	令和 3 年度湖西市一般会計予算
議案第 46 号	令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 47 号	令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計予算
議案第 48 号	令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 49 号	令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計予算
議案第 50 号	令和 3 年度湖西市水道事業会計予算
議案第 51 号	令和 3 年度湖西市病院事業会計予算

日程第 1

会議録署名議員の指名

10 番          佐 原 佳 美

11 番          吉 田 建 二

令和 3 年 2 月 19 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己

## 日程第 2

### 会期の決定

今期定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 34 日間とする。

令和 3 年 2 月 19 日

湖西市議会議長 加 藤 弘 己



議案第 1 号

湖西市教育長の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記の者を教育長に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 渡 辺 宜 宏

## 議案第 2 号

湖西市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、委員の 4 分の 1 以上を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

議案第 3 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 鈴 木 真 聡

議案第 4 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 内 山 吉 朗

議案第 5 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 池 田 雅 美

議案第 6 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 山 本 敬 博

議案第 7 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 石 田 学

議案第 8 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 外 山 雅 子



議案第 9 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 高 須 俊 夫

議案第 10 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 石 田 浩 章

議案第 11 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 柴 田 克 芳

議案第 12 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 疋 田 晃 久

議案第 13 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 菅 沼 純 一

議案第 14 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 山 本 晴 夫

議案第 15 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 太 田 達 男

議案第 16 号

湖西市農業委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
下記の者を湖西市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 河 邊 勝 彦



議案第 17 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること  
について

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

記

氏 名 清水 勝

議案第 18 号

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,239 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,022,332 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	9,309,075	13,239	9,322,314
	2 国庫補助金	7,385,766	13,239	7,399,005
	歳 入 合 計	29,009,093	13,239	29,022,332

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	3,318,508	13,239	3,331,747
	1 保健衛生費	674,198	13,239	687,437
	歳 出 合 計	29,009,093	13,239	29,022,332

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千)

款	項	事業名	金額
4	衛生費	1 保健衛生費 新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業	13,239

## 議案第 19 号

### 湖西市部設置条例及び湖西市文化財保護条例の一部 を改正する条例制定について

湖西市部設置条例（平成 13 年湖西市条例第 28 号）及び湖西市文化財保護条例（昭和 52 年湖西市条例第 33 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市部設置条例及び湖西市文化財保護条例の一部 を改正する条例

（湖西市部設置条例の一部改正）

第 1 条 湖西市部設置条例（平成 13 年湖西市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条企画部の項第 4 号中「広聴」を「広報及び広聴」に改める。

第 2 条産業部の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

（湖西市文化財保護条例の一部改正）

第 2 条 湖西市文化財保護条例（昭和 52 年湖西市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 49 条を削り、第 8 章中第 50 条を第 49 条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 20 号

行政手続における押印の見直しに係る関係条例の整備に関する条例制定について

行政手続における押印の見直しに係る関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

行政手続における押印の見直しに係る関係条例の整備に関する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 30 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

「  
別記中 氏 名 (印) を 氏 名 に改める。  
」 (署名すること。)

(湖西市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 2 条 湖西市固定資産評価審査委員会条例（昭和 38 年湖西市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項、第 8 条第 5 項及び第 8 項、第 9 条第 2 項並びに第 12 条第 2 項中

「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 21 号

### 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 湖西市条例第 号

### 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正)

第 1 条 湖西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例（平成 27 年湖西市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項の次に次の 2 項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第



118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 湖西市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項の次に次の 2 項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 3 条 湖西市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(湖西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正)

第 4 条 湖西市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法等に関する条例（平成 25 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 22 号

### 湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年湖西市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「の基準日」の次に「又は湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）第 7 条第 1 項（同条例第 10 条において準用する場合を含む。）に規定するそれぞれの基準日」を加え、「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 18 条第 2 項中「（令和元年湖西市条例第 51 号）」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の湖西市職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

議案第 23 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

湖西市職員の給与に関する条例（昭和 34 年湖西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 行政職給料表(1)の表 5 級の項から 8 級の項までを次のように改める。

5 級	1	係長の職務
	2	主任主査の職務
	3	教頭の職務
6 級	1	次長の職務
	2	課長代理の職務
	3	室長代理の職務
	4	所長代理の職務
	5	館長代理の職務
	6	次長代理の職務

	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 主幹の職務</li> <li>8 園長の職務</li> <li>9 指令室長の職務</li> <li>10 副署長の職務</li> <li>11 分署長の職務</li> <li>12 当直司令の職務</li> </ul>
7 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 会計管理者の職務</li> <li>2 課長の職務</li> <li>3 所長の職務</li> <li>4 館長の職務</li> <li>5 局長の職務</li> <li>6 室長の職務</li> <li>7 次長（市長が指定した職に限る。）の職務</li> <li>8 参事の職務</li> <li>9 課長代理（市長が指定した職に限る。）の職務</li> <li>10 各園を統括する園長の職務</li> <li>11 消防次長の職務</li> <li>12 消防署長の職務</li> </ul>
8 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部長の職務</li> <li>2 所長（市長が指定した職に限る。）の職務</li> <li>3 局長（市長が指定した職に限る。）の職務</li> <li>4 理事の職務</li> <li>5 危機管理監の職務</li> <li>6 教育次長の職務</li> <li>7 消防長の職務</li> </ul>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第 24 号

### 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年湖西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「100 分の 130」を「100 分の 127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 25 号

### 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 1 条 湖西市国民健康保険税条例（昭和 34 年湖西市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「4.30」を「4.90」に改める。

第 4 条中「22.00」を「12.10」に改める。

第 6 条中「1.60」を「1.80」に改める。

第 7 条中「4.00」を「2.00」に改める。

第 10 条中「1.40」を「1.50」に改める。

第 11 条中「4.00」を「2.00」に改める。

第 2 条 湖西市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項及び第 3 項中「及び資産割額」を削り、同条第 4 項中「及び資産割額」及び「及び世帯別平等割額」を削る。

第 3 条第 1 項中「4.90」を「5.60」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 6 条中「1.80」を「2.00」に改める。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 10 条中「1.50」を「1.70」に改める。

第 11 条を次のように改める。

第 11 条 削除

第 12 条中「9,600 円」を「15,000 円」に改める。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 27 条第 1 号オ中「6,720 円」を「10,500 円」に改め、同号カを削り、同条第 2 号オ中「4,800 円」を「7,500 円」に改め、同号カを削り、同条第 3 号オ中「1,920 円」を「3,000 円」に改め、同号カを削る。

#### 附 則

- 1 この条例中第 1 条及び次項の規定は令和 3 年 4 月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の湖西市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第 26 号

### 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例

湖西市手数料徴収条例（昭和 42 年湖西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 2 条関係）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）の規定に基づく事務に係る手数料の額は、次に掲げる事務の区分に応じ定める額とする。

区分		手数料（1 件につき）
建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基	床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3	11,000 円

づく建築物に関する確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知	号に規定する床面積をいう。以下同じ。) の合計が 30 平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	18,000 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	27,000 円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	38,000 円
	床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの	68,000 円
建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく工作物に関する確認申請又は同法第 88 条第 1 項において準用する同法第 18 条第 2 項の規定に基づく工作物に関する計画の通知		17,000 円 (確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合は、9,000 円)
建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	15,000 円
づく建築物に関する完了検査申請又は同法第 18 条第 16 項の規定に基づく	床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	19,000 円
建築物に関する完了の通知	床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	24,000 円
	床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	33,000 円
	床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの	55,000 円
建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく工作物に関する完了検査申請又は同法第 88 条第 1 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定に基づく工作物に関する完了の通知		22,000 円
建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査を受けた建築物に関する同法第 7 条	床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの	14,000 円
	床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	18,000 円
	床面積の合計が 100 平方メートルを	22,000 円

第 1 項の規定に基づき完了検査申請又は同法第 18 条第 20 項の規定に基づく検査を受けた建築物に関する同法第 18 条第 16 項の規定に基づく完了の通知	<p>超え 200 平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が 200 平方メートルを</p> <p>超え 500 平方メートル以内のもの</p>	31,000 円
建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請又は同法第 18 条第 19 項の規定に基づく建築物に関する特定工事終了通知	<p>床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの</p> <p>床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの</p>	<p>14,000 円</p> <p>16,000 円</p> <p>22,000 円</p> <p>30,000 円</p>
建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請		27,000 円
建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請		120,000 円
建築基準法第 86 条第 1 項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請	<p>建築物の数が 1 又は 2 である場合</p> <p>建築物の数が 3 以上である場合</p>	<p>78,000 円</p> <p>78,000 円に建築物の数から 2 を減じた数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額</p>
建築基準法第 86 条第 2 項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	<p>建築物（既存建築物を除く。）の数が 1 である場合</p> <p>建築物（既存建築物を除く。）の数が 2 以上である場合</p>	<p>78,000 円</p> <p>78,000 円に建築物の数から 1 を減じた数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額</p>

建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく同一敷地内認定建築物の特例認定申請	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が 1 である場合			78,000 円
	建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数が 2 以上である場合			78,000 円に建築物の数から 1 を減じた数に 28,000 円を乗じて得た額を加算した額
建築基準法第 86 条の 5 第 1 項の規定に基づく複数建築物の認定の取消し申請				6,400 円に現存する建築物の数に 12,000 円を乗じて得た額を加算した額
建築基準法第 86 条の 6 第 2 項の規定に基づく一団他の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外認定申請				27,000 円
建築基準法第 86 条の 8 第 1 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の当該 2 以上の工事の全体計画に関する認定申請				27,000 円
建築基準法第 86 条の 8 第 3 項の規定に基づく既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請				27,000 円
建築基準法第 87 条の 2 第 1 項の規定に基づく用途変更に伴い既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の当該 2 以上の工事の全体計画に関する認定申請				27,000 円
建築基準法第 87 条の 2 第 2 項において準用する同法第 86 条の 8 第 3 項の規定に基づく用途変更に伴い既存の一の建築物について 2 以上の工事に分けて工事を行う場合の認定を受けた全体計画の変更に係る認定申請				27,000 円
建築基準法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請				120,000 円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく認定	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定す	一戸建ての住宅	1 戸につき	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定により
		一戸建 1 棟当たり	15,000 円	
		の住戸の戸数が 5	1 戸につき	
		宅以外戸以下の	55,000 円	

申請	る登録住宅性能評	の住宅	もの		申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
	価機関が交付した		1棟当たり	1戸につき	
	長期優良住宅の普		の戸数が54,000円		
	及の促進に関する		戸を超えるもの		
	法律第6条第1項				
	第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）				
住宅の品質確保の	一戸建ての住宅			1戸につき	
促進等に関する法				22,000円	
律第5条第1項に	一戸建	1棟当たり	1戸につき		
規定する登録住宅	の住宅	の戸数が57,000円			
性能評価機関が交	宅以外	戸以下の			
付した長期優良住	の住宅	もの			
宅の普及の促進に		1棟当たり	1戸につき		
関する法律第6条		の戸数が56,000円			
第1項第1号に掲		戸を超えるもの			
げる基準に適合す					
ることを証する書					
面を添付する場合					
（住宅を新築する					
場合を除く。）					
住宅の品質確保の	一戸建ての住宅			1戸につき	
促進等に関する法				19,000円	
律第5条第1項に	一戸建	1棟当たり	1戸につき		
規定する登録住宅	の住宅	の戸数が512,000円			
性能評価機関が交	宅以外	戸以下の			
付した住宅性能評	の住宅	もの			
価書を添付する場		1棟当たり	1戸につき		
合（住宅を新築す		の戸数が510,000円			
る場合に限る。）		戸を超えるもの			

	その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		1 戸につき 52,000 円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟当たり の戸数が 524,000 円 戸以下の もの	1 戸につき	
			1 棟当たり の戸数が 519,000 円 戸を超え るもの	1 戸につき	
		一戸建ての住宅		1 戸につき 76,000 円	
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟当たり の戸数が 535,000 円 戸以下の もの	1 戸につき		
		1 棟当たり の戸数が 528,000 円 戸を超え るもの	1 戸につき		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく変更認定申請	住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		1 戸につき 12,000 円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により申し出る場合は、建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は
		一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟当たり の戸数が 54,000 円 戸以下の もの	1 戸につき	
			1 棟当たり の戸数が 53,000 円 戸を超え るもの	1 戸につき	

(住宅を新築する場合に限る。)			同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。
住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合(住宅を新築する場合を除く。)	一戸建ての住宅	1 戸につき	17,000 円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟当たりの戸数が 5 戸以下のもの	1 戸につき 56,000 円
住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が交付した住宅性能評価書を添付する場合(住宅を新築する場合に限る。)	一戸建ての住宅	1 戸につき	14,000 円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟当たりの戸数が 5 戸を超えるもの	1 戸につき 58,000 円
その他の場合(住宅を新築する場合に限る。)	一戸建ての住宅	1 戸につき	31,000 円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1 棟当たりの戸数が 5 戸以下のもの	1 戸につき 56,000 円
			1 戸につき 513,000 円

		1 棟当たり の戸数が 5 戸を超え るもの	1 戸につき 11,000 円		
	その他の場合（住 宅を新築する場合 を除く。）	一戸建ての住宅	1 戸につき 44,000 円		
		一戸建 ての住 宅以外 の住宅	1 棟当たり の戸数が 5 戸以下の もの	1 戸につき 20,000 円	
			1 棟当たり の戸数が 5 戸を超え るもの	1 戸につき 16,000 円	
都市の低炭素化の 促進に関する法律 第 53 条第 1 項の 規定に基づく認定 申請	静岡県知事が定め る機関が交付した 都市の低炭素化の 促進に関する法律 第 54 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に 適合することを証 する書面を添付す る場合	一戸建ての住宅 （人の居住の用 以外の用途に供す る部分に有しないも のに限る。以下同 じ。）	1 戸につき 5,000 円	都市の低炭素 化の促進に関 する法律第 54 条第 2 項の規 定により申し 出る場合は、 建築基準法第 6 条第 1 項の規 定に基づく建 築物に関する 確認申請又は 同法第 18 条第 2 項の規定に基 づく建築物に 関する計画の 通知の項金額 の欄に掲げる 額の手数料を 併せて納付す るものとす	
		一戸建 ての住 宅以外 の住宅 部分 （共 用廊 下、共 用階段	申請に係 る戸数 （以下 「申請戸 の住戸数 」とい う。）が 1 戸のもの の申請戸 数が 2 戸以 上 5 戸以 下のもの		1 件につき 5,000 円
			申請戸数 が 6 戸以 上 10 戸以		1 件につき 17,000 円



	その他	下のもの		る。
	の市長	申請戸数	1 件につき	
	が共用	が 11 戸以	上	29,000 円
	部分と	上のもの		
	認める もの (以下 「共用 部分」 とい う。) を除 く。) をい う。以 下同 じ。)			
	一戸建ての住宅以	外の住宅の共用部	分	1 件につき 10,000 円
	一戸建	床面積の	1 件につき	
	ての住	合計が 300	10,000 円	
	宅以外	平方メー		
	の住宅	トル以内		
	の住戸	のもの		
	部分及	床面積の	1 件につき	
	び共用	合計が 300	17,000 円	
	部分以	平方メー		
	外の部	トルを超		
	分	えるもの		
	その他	床面積の	1 件につき	
	の建築	合計が 300	10,000 円	
	物	平方メー		
		トル以内		
		のもの		

		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		1戸につき37,000円
	一戸建ての住宅以外	申請戸数が1戸のもの	1件につき37,000円
	の住宅の住戸部分	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき106,000円
		申請戸数が11戸以上のも	1件につき150,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき118,000円
一戸建ての住宅以外	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準の	

			うち静岡県知事が定めるもの（以下「静岡県知事が定める基準」という。）による審査にあつては 246,000 円、その他の基準による審査にあつては 94,000 円
		床面積の1 件につき合計が 300 静岡県知事が平方メートルを超えるもの	一定める基準による審査にあつては 309,000 円、その他の基準による審査にあつては 120,000 円
	その他 の建築 物	床面積の1 件につき合計が 300 平方メートル以内のもの	一定める基準による審査にあつては 246,000 円、その他の基準による審査にあつては 94,000 円
		床面積の1 件につき合計が 300 平方メートル	一定める基準に

			トルを超えるもの	よる審査にあつては 309,000円、 その他の基準 による審査に あつては 120,000円		
都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく変更認定申請	静岡県知事が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		1戸につき 3,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。	
		一戸建ての住宅以外	申請戸数が1戸のもの	1件につき 3,000円		
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき 6,000円		
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき 10,000円		
		一戸建ての住宅以外		申請戸数が11戸以上のもの		1件につき 17,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分				1件につき 6,000円
		一戸建ての住宅以外	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき 6,000円		
			床面積の合計が300平方メートル	1件につき 10,000円		

	外の部分	トルを超えるもの	
	その他の建築物	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	1 件につき 6,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 10,000 円
その他の場合	一戸建ての住宅		1 戸につき 19,000 円
	一戸建ての住宅以外	申請戸数が 1 戸のもの	1 件につき 19,000 円
	の住宅の住戸部分	申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき 38,000 円
		申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 件につき 55,000 円
		申請戸数が 11 戸以上のもの	1 件につき 78,000 円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1 件につき 60,000 円
	一戸建ての住宅以外	床面積の合計が 300 平方メートル	1 件につき 静岡県知事が定める基準に

	の住宅 の住戸 部分及 び共用 部分以 外の部 分	トル以内 のもの	よる審査にあ つては 124,000円、 その他の基準 による審査に あつては 48,000円
		床面積の 合計が300 平方メー トルを超 えるもの	1件につき 静岡県知事が 定める基準に よる審査にあ つては 156,000円、 その他の基準 による審査に あつては 61,000円
	その他 の建築 物	床面積の 合計が300 平方メー トル以内 のもの	1件につき 静岡県知事が 定める基準に よる審査にあ つては 124,000円、 その他の基準 による審査に あつては 48,000円
		床面積の 合計が300 平方メー トルを超 えるもの	1件につき 静岡県知事が 定める基準に よる審査にあ つては 156,000円、 その他の基準 による審査に

				あつては 61,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく判定又は同法第13条第2項の規定に基づく判定申請	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき	17,000円
	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であつて、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下同じ。）の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては94,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては246,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては

			120,000 円、 それ以外に規定する基準による判定にあつては 309,000 円
	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画	床面積の合計が300 平方メートル以内のもの	1 件につき20,000 円
	に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300 平方メートルを超えるもの	1 件につき28,000 円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 2 項の規定に基づく変更判定又は同法第 13 条第 3 項の規定に基づく変更判定申請	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画	床面積の合計が300 平方メートル以内のもの	1 件につき6,000 円
	に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	床面積の合計が300 平方メートルを超えるもの	1 件につき10,000 円
	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300 平方メートル以内のもの	1 件につき省令第 1 条第 1 項第 1 号口に規定する基準による判定にあつては48,000 円、それ以外に規定する基準による判定にあつては124,000 円
		床面積の合計が300 平方メートルを超えるもの	1 件につき省令第 1 条第 1 項第 1 号口



				に規定する基準による判定にあつては61,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては156,000円	
	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき11,000円		
	に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき16,000円		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく認定申請	静岡県知事が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1戸につき5,000円	1建築物のエネルギー消費	
		一戸建ての住宅以外	申請に係る戸数が15,000戸のもの	1件につき15,000円	性能の向上に関する法律第35条第2項の
		の住宅	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき10,000円	規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1
		の住戸	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき17,000円	項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第
		の住戸	申請戸数が11戸以上	1件につき29,000円	18条第2項の規定に基づく建築物に関する計画の通知
		一戸建ての住宅以	1件につき		

	外の住宅の共用部分	10,000円	の項区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に掲げる額の手数料を併せて納付するものとする。 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の区分の欄に掲げる
	一戸建ての住宅以外 の住宅の住戸の部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1 件につき10,000円	
	その他 の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの 1 件につき10,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 1 件につき17,000円	
その他の場合	一戸建ての住宅	1 戸につき37,000円	
	一戸建ての住宅以外 の住宅の住戸の部分	申請戸数が1戸のもの 1 件につき37,000円	の欄に掲げる額を合算した額とする。
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 1 件につき75,000円	
		申請戸数が6戸以上10戸以下 1 件につき106,000円	

	下のもの	
	申請戸数が11戸以上のもの	1件につき 150,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1件につき 118,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸の部分及び共用部分以外の部分	1件につき 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては 246,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては 94,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては 309,000円、 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査に

			あつては 120,000円
その他 の建築 物	床面積の 合計が300 平方メー トル以内 のもの	1件につき 省令第10条 第1号イ(1) 及びロ(1)に 規定する基準 による審査に あつては 246,000円、 省令第10条 第1号イ(2) 及びロ(2)に 規定する基準 による審査に あつては 94,000円	
			床面積の 合計が300 平方メー トルを超 えるもの
建築物のエネルギー 消費性能の向上 に関する法律第36	静岡県知事が定め る機関が交付した 建築物のエネルギー	一戸建ての住宅 一戸建	1戸につき 3,000円 1件につき
		申請戸数	1建築物のエ ネルギー消費 性能の向上に

条第 1 項の規定に 基づく変更認定申 請	一消費性能の向上 に関する法律第 36 条第 2 項において 準用する同法第 35 条第 1 項第 1 号に 掲げる基準に適合 することを証する 書面を添付する場 合	ての住 宅以外	が 1 戸の もの	3,000 円	関する法律第 36 条第 2 項に おいて準用す る同法第 35 条 第 2 項の規定 により申し出 る場合は、建 築基準法第 6 条第 1 項の規 定に基づく建 築物に関する 確認申請又は 同法第 18 条第		
		の住宅 の住戸 部分	申請戸数 が 2 戸以 上 5 戸以 下のもの	1 件につき 6,000 円		2 項の規定に基 づく建築物に 関する計画の 通知の項区分 の欄に掲げる 区分に応じ、 それぞれ同項 金額の欄に掲 げる額の手数 料を併せて納 付するものと する。 2 変更（建築	
			申請戸数 が 6 戸以 上 10 戸以 下のもの	1 件につき 10,000 円			物のエネルギー 消費性能の 向上に関する 法律第 34 条第 1 項の認定を受 けた建築物エ ネルギー消費 性能向上計画
			申請戸数 が 11 戸以 上のもの	1 件につき 17,000 円			
	一戸建ての住宅以 外の住宅の共用部 分	一戸建 ての住 宅以外 の住宅 の住戸 のもの	1 戸建ての住宅以 外の住宅の共用部 分	1 件につき 6,000 円	2 項の規定に基 づく建築物に 関する計画の 通知の項区分 の欄に掲げる 区分に応じ、 それぞれ同項 金額の欄に掲 げる額の手数 料を併せて納 付するものと する。 2 変更（建築		
			床面積の 合計が 300 平方メー トル以内 のもの	1 件につき 6,000 円		物のエネルギー 消費性能の 向上に関する 法律第 34 条第 1 項の認定を受 けた建築物エ ネルギー消費 性能向上計画	
			床面積の 合計が 300 平方メー トルを超 えるもの	1 件につき 10,000 円			
			その他 の建築 物	床面積の 合計が 300 平方メー トル以内 のもの		1 件につき 6,000 円	物のエネルギー 消費性能の 向上に関する 法律第 34 条第 1 項の認定を受 けた建築物エ ネルギー消費 性能向上計画
	床面積の 合計が 300 平方メー	1 件につき 10,000 円					

		トルを超 えるもの	(以下この項 において「計 画」とい う。)に係る	
その他の場合	一戸建ての住宅	1戸につき 19,000円	建築物に関し 同条第3項各 号に掲げる事 項を新たに記 載する場合又 は削除する場 合を除く。)に 係る建築物が 2以上ある場 合における手 数料の額は、 申請に係るそ れぞれの建築 物の区分の欄 に掲げる区分 に応じ、それ ぞれ金額の欄 に掲げる額を 合算した額と する。 3 計画に建築 物のエネルギー 消費性能の向 上に関する法 律第34条第3 項各号に掲げ る事項を新た に記載する場合 における手数 料の額は、	
	一戸建ての住宅以外 の住宅	申請戸数が1戸の もの		1戸につき 19,000円
	部分	申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの		1戸につき 38,000円
		申請戸数が6戸以 上10戸以下のもの		1戸につき 55,000円
		申請戸数が11戸以 上のもの		1戸につき 78,000円
	一戸建ての住宅以 外の住宅の共用部 分	1戸につき 60,000円		
	一戸建ての住宅以外 の住宅の住戸の住 戸の部分及び共用 部分以外の部分	床面積の合計が300 平方メートル以内 のもの		1戸につき 省令第10条第1号イ(1) 及びロ(1)に 規定する基準 による審査に あつては124,000円、 省令第10条第1号イ(2) 及びロ(2)に 規定する基準 による審査に

		あ っ て は 48,000 円	同条第 1 項の 規定に基づく
	床面積の 合計が 300 平方メー トルを超 えるもの	1 件につき 省令第 10 条 第 1 号イ(1) 及びロ(1)に 規定する基準 による審査に あ っ て は 156,000 円、 省令第 10 条 第 1 号イ(2) 及びロ(2)に 規定する基準 による審査に あ っ て は 61,000 円	認定の申請と みなして建築 物のエネルギ 消費性能の 向上に関する 法律第 34 条第 1 項の規定に基 づく認定申請 の項の規定を 適用して算定 する。
その他 の建築 物	床面積の 合計が 300 平方メー トル以内 のもの	1 件につき 省令第 10 条 第 1 号イ(1) 及びロ(1)に 規定する基準 による審査に あ っ て は 124,000 円、 省令第 10 条 第 1 号イ(2) 及びロ(2)に 規定する基準 による審査に あ っ て は 48,000 円	
	床面積の 合計が 300 平方メー	1 件につき 省令第 10 条 第 1 号イ(1)	

			トルを超えるもの	及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては156,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては61,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく認定申請	静岡県知事が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に規定する基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅		1戸につき5,000円
		一戸建ての住宅以外	申請戸数が1戸のもの	1件につき5,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき10,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき17,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき29,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分		1件につき10,000円
一戸建ての住宅以外	床面積の合計が300平方メー	1件につき10,000円		



	の住宅 の住戸	トル以内 のもの	
	部分及 び共用 部分以 外の部 分	床面積の 合計が 300 平方メー トルを超 えるもの	1 件につき 17,000 円
	その他 の建築 物	床面積の 合計が 300 平方メー トル以内 のもの	1 件につき 10,000 円
		床面積の 合計が 300 平方メー トルを超 えるもの	1 件につき 17,000 円
その他の場合	一戸建ての住宅		1 戸につき 省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (1) 及びロ (1) に規定する基 準による審査 にあつては 37,000 円、 省令第 1 条第 1 項第 2 号イ (2) 及び (3) 並 びにロ (2) 及 び (3) に規定 する基準によ る審査にあつ ては 18,000 円
	一戸建	申請戸数	1 件につき

	ての住宅以外の住宅の住戸部分	が 1 戸のもの	省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 37,000 円、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては 18,000 円
		申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 75,000 円、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては 35,000 円
		申請戸数が 6 戸以上	1 件につき省令第 1 条第

		上 10 戸以下のもの	1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 106,000 円、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては 51,000 円
		申請戸数が 11 戸以上のもの	1 件につき省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては 150,000 円、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては 75,000 円
		一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	1 件につき 118,000 円

	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあっては246,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあっては94,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあっては309,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあっては120,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあっては246,000円、省令第1条第1項第1号ロ

			に規定する基準による審査にあつては94,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては309,000円、省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査にあつては120,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の書面の交付申請	特定建築物の非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1件につき省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては24,000円、それ以外に規定する基準による判定にあつては62,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による判定にあつては

		30,000 円、 それ以外に規定する基準による判定にあつては 78,000 円
特定建築物の工場 等の用途に供する 部分	床面積の合計が 300 平方メートル 以内のもの	1 件につき 5,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートル を超えるもの	1 件につき 8,000 円

備考

- 1 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第 18 条第 2 項の規定に基づく建築物に関する計画の通知の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
  - (1) 建築物を建築する場合（次号から第 4 号までに掲げる場合を除く。）  
当該建築に係る部分の床面積
  - (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1  
（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
  - (3) 建築物を移転する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転に係る部分の床面積の 2 分の 1
  - (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1
- 2 建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請又は同法第 18 条第 16 項の規定に基づく建築物に関する完了の通知及び同法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査を受けた建築物に関する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査申請又は同法第 18 条第 20 項の規定に基づく検査を受けた建築物に関する同法第 18 条第 16 項の規定に基づく完了の通知の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
  - (1) 建築物を建築した場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

- (2) 建築物を移転した場合 当該移転に係る部分の床面積の2分の1
- 3 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請又は同法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する特定工程工事終了通知の項の床面積の合計は、検査を行う部分の床面積とする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項又は第13条第4項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた場合は、建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了の通知及び同法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物に関する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査申請又は同法第18条第20項の規定に基づく検査を受けた建築物に関する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知の項に規定する手数料のほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けた建築物1棟ごとに、次の表の中欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納付するものとする。

特定建築物の部分	床面積	手数料
特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	5,000円
特定建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	1,000円

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第 27 号

### 湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例制定について

湖西市子育て支援センター条例（平成 22 年湖西市条例第 21 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

湖西市子育て支援センター条例（平成 22 年湖西市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。



議案第 28 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 29 号

### 湖西市ふれあい交流館条例の一部を改正する条例制定について

湖西市ふれあい交流館条例（平成 18 年湖西市条例第 54 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市ふれあい交流館条例の一部を改正する条例

湖西市ふれあい交流館条例（平成 18 年湖西市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「この条例は」の次に「、地域のコミュニティ活動、高齢者の生きがい対策及び世代間の交流を深めるため」を加える。

第 6 条第 1 項ただし書中「市長の承認を得て」を削る。

第 9 条を次のように改める。

（利用料金）

第 9 条 交流館の利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長と指定管理者が協議して別に定める団体 無料
- (2) 前号に掲げる団体以外のもの 1 時間当たり 1,000 円を超えない範囲内で、市長と指定管理者が協議して別に定める額

第 13 条中「第 9 条ただし書」を「第 9 条」に改め、「及び第 6 条第 1 項ただし書」を削り、「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 1 項ただし書及び第 2 項」に、「及び第 8 条第 1 項」を「並びに第 8 条第 1 項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の湖西市ふれあい交流館条例第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後の日の使用に係る利用料金について適用し、同条第 1 号の市長と指定管理者が協議して別に定める団体の決定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第 30 号

湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について

湖西市営住宅設置条例（昭和 40 年湖西市条例第 23 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

湖西市営住宅設置条例の一部を改正する条例

湖西市営住宅設置条例（昭和 40 年湖西市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 笠子住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 31 号

### 湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例制定について

湖西市新居斎場条例（平成 22 年湖西市条例第 24 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市新居斎場条例の一部を改正する条例

湖西市新居斎場条例（平成 22 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「月額 18,000 円」を「別表のとおり」に改める。

別表中「第 8 条」の次に「、第 14 条」を加え、同表に次のように加える。

倉庫（南側）	年額	321,400 円
倉庫（北側）	年額	249,600 円

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 32 号

### 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

湖西市国民健康保険条例（昭和 34 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 33 号

### 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定 について

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市企業立地促進条例の一部を改正する条例

湖西市企業立地促進条例（平成 18 年湖西市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 34 号

### 湖西市都市計画審議会条例の一部を改正する条例制定について

湖西市都市計画審議会条例（昭和 49 年湖西市条例第 48 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

湖西市都市計画審議会条例（昭和 49 年湖西市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「こと。」を「事項」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

- (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

第 3 条第 1 項を次のように改める。

審議会は、委員 13 人以内で組織する。

第 3 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員



- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関又は静岡県職員

第5条第1項中「第3条第1項第1号」を「第3条第2項第1号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 議案第 35 号

### 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

湖西市火災予防条例（平成 22 年湖西市条例第 36 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

湖西市条例第 号

### 湖西市火災予防条例の一部を改正する条例

湖西市火災予防条例（平成 22 年湖西市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「第 73 条第 13 号」を「第 73 条第 14 号」に改める。

第 18 条の 2 第 1 項中「、電気」を「、電気自動車等（電気」に改め、「原動機付自転車をいう」の次に「。第 12 号において同じ。）をいう」を加え、「50 キロワット」を「200 キロワット」に改め、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第 14 号を第 18 号とし、第 13 号を第 17 号とし、同項第 12 号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第 18 条の 2 第 1 項第 12 号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第 18 条の 2 第 1 項中第 12 号を第 16 号とし、同号の前に次の 3 号を加える。

- (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。
- (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第 18 条の 2 第 1 項中第 11 号を第 12 号とし、第 1 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 24 条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改める。

第 73 条第 17 号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 16 号を第 17 号とし、第 13 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

- (13) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による

改正後の湖西市火災予防条例第 18 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

## 議案第 36 号

### 湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業の契約締結について

下記のとおり湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業の契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 湖西市環境センター基幹的設備改良工事及び長期包括運営委託事業                  |
| 2 契約の種類  | 随意契約（公募型プロポーザル方式）                               |
| 3 契約の金額  | 19,431,203,672 円                                |
| 4 契約の相手方 | 湖西市吉美 3294 番地の 47<br>株式会社こさいEサービス<br>代表取締役 作 大介 |

## 議案第 37 号

### 令和 2 年度浜名湖西岸土地区画整理事業に係る河川 付替工事（5 工区）の契約の一部変更について

令和 2 年 6 月 16 日議案第 54 号で議決された令和 2 年度浜名湖西岸土地区画整理事業に係る河川付替工事（5 工区）の契約の一部を下記のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

#### 記

##### （変更前）

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 令和 2 年度浜名湖西岸土地区画整理事業に係る河川付替工事（5 工区）              |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約の金額  | 196,130,000 円                                    |
| 4 契約の相手方 | 湖西市新居町内山 2123 番地の 1<br>株式会社水野組 新居支店<br>支店長 河合 克佳 |

##### （変更後）

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 令和 2 年度浜名湖西岸土地区画整理事業に係る河川付替工事（5 工区）              |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約の金額  | 158,510,000 円                                    |
| 4 契約の相手方 | 湖西市新居町内山 2123 番地の 1<br>株式会社水野組 新居支店<br>支店長 河合 克佳 |

## 議案第 38 号

### 市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり市道の路線の廃止をしたいので、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
藤江 1 号線	湖西市利木字藤江	湖西市利木字藤江	

## 議案第 39 号

### 湖西市基本構想の策定について

湖西市議会基本条例（平成 26 年条例第 35 号）第 12 条の規定により、令和 3 年度から令和 15 年度までを期間とする湖西市基本構想を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士



(議案第 39 号別紙)

## 湖西市基本構想

# 1. KOSAI 2040

湖西の将来の理想の姿を明確にし、着実に実現していくため、2040年の理想の姿「KOSAI 2040」を示します。

## ① 安心して暮らすことができるまち

都市基盤が整えられ災害に強いまちづくりが進み、地域住民の災害への意識も高く、安心して暮らすことができるまちになっています。

また、超高齢社会の中でも、地域ぐるみでの助け合いができており、地域医療体制や公共交通も充実し、誰もが不自由なく生活しています。

## ② 結婚・出産・子育ての希望がかなえられ、誰もが活躍できるまち

結婚・出産・育児の相談・サポートや、子どもを連れて遊びにいける場所の充実、待機児童・入所待ち児童ゼロなど安心して子どもを出産し、育てる環境があります。

また、将来を担う子どもたちが学び、育つ教育環境も充実しています。

そして、性別、年齢、国籍を問わず、誰もがいきいきと活躍できるまちとしての風土が醸成されています。

## ③ 稼ぐ力に満ち、安心して働けるまち

郷土の偉人、豊田佐吉翁のチャレンジ精神を受け継ぎ、モノづくりのまちとして全国に名を知られています。モノづくりは、ヒトづくり。モノづくりを支える人材が次々と育まれています。

工業とともに、農業、漁業、商業も盛んで、地域の活力や賑わい、多様な働く場を生み出しています。

## ④ 新たなつながりを築き、新しいひとの流れがあるまち

湖西に住むひと、訪れるひと、生まれ育ったひとや様々な国籍のひと、子ども、おとななど、多くのひとに湖西の魅力が認知されています。

これらのつながりがさらに広がり、絆が生まれ、地域に関わり、結びつくひとが増えることで移住・定住へとつながっています。

## それぞれの理想への考え方

### ① 安全・安心なまちづくり

- ・まちづくりを自分ごととして考え、防災・防犯を意識した安全・安心なわがまちを実現します。
- ・常に次世代の公共交通を意識し、暮らしの利便性を確保します。

### ② 誰もが活躍する

- ・出産・子育てのサポートを整え、子どもにとっても学びよし、遊び良しの環境を整えます。
- ・子どもが次代の担い手として輝ける人材育成を行います。
- ・若者・女性・高齢者・外国人がいきいきと暮らすことができるよう、活躍・活動の場を増やします。

### ③ 稼ぐ力をつくる

- ・市民がより豊かな生活を送れるよう、市内で資金が循環する仕組みを構築します。
- ・駅周辺の賑わい創出や地域資源の活用により、市外からも資金を獲得できる仕組みを構築します。
- ・産業拠点を集積し、企業立地を促進します。

### ④ 新しいひとの流れをつくる

- ・湖西の魅力発信に努め、湖西とつながるひとを増やし、そのつながりを育み、湖西のファンを増やし関係人口や交流人口を拡大します。
- ・社会情勢や産業構造の変革を的確に捉え、湖西市にとって有効な「ひと」と「ひと」とのつながりをつくります。
- ・空き家や未利用地の活用を促進する仕組みを構築します。

## 2. Road to KOSAI 2040

今後、加速的に進む人口減少、少子高齢化を克服し、「KOSAI 2040」を目指し、次のキャッチフレーズのもと、湖西市の持続可能な発展につながるまちづくりを進めます。

「ひと・自然・業(わざ)」がつながり  
未来へ続く わがまち KOSAI

## 込められた想い

湖西は、産業、自然、文化、全てのバランスが良いまちです。

風光明媚な浜名湖、遠州灘、湖西連峰に囲まれ、うなぎ、カキなどの水産物にも恵まれ、釣りやマリンスポーツ、トレッキング等、多様なレジャーを楽しむことができます。豊かな自然は、人々に安らぎと潤いを与え、日常生活に密着しています。

また、古来から、東海道の要衝としてまちが盛え、ひとのつながりも強く、地域の祭りやイベントは大いに盛り上がります。

中心産業は自動車関連産業で、製造品出荷額は全国でもトップクラスです。モノづくり産業の躍進は、郷土の偉人豊田佐吉翁のモノづくりの精神が原点となっており、その精神は脈々と受け継がれています。

一方、田園風景が広がる地域もあり、畜産や花卉栽培など農業も盛んです。

工業における「業」、商業における「業」、農業における「業」、漁業における「業」、地域文化の「業」など先人から引き継いだ「業」が湖西には数多くあります。

「常に時流に先んずべし。」「障子を開けてみよ、外は広いぞ。」

これらの「自然」、「業」を次世代に伝承するとともに、先を見据えた新しい考え方、生活様式等の変化を的確に捉え、将来に向け持続的に発展していくには、「ひと」との関わりが欠かせません。また、未来にはばたく「ひと」が育ち、成長する機会を絶やしてはなりません。

湖西の「ひと」、「自然」、「業」が相互に、時には柔軟に、時には強くつながり、相乗効果をもたらしていくように。

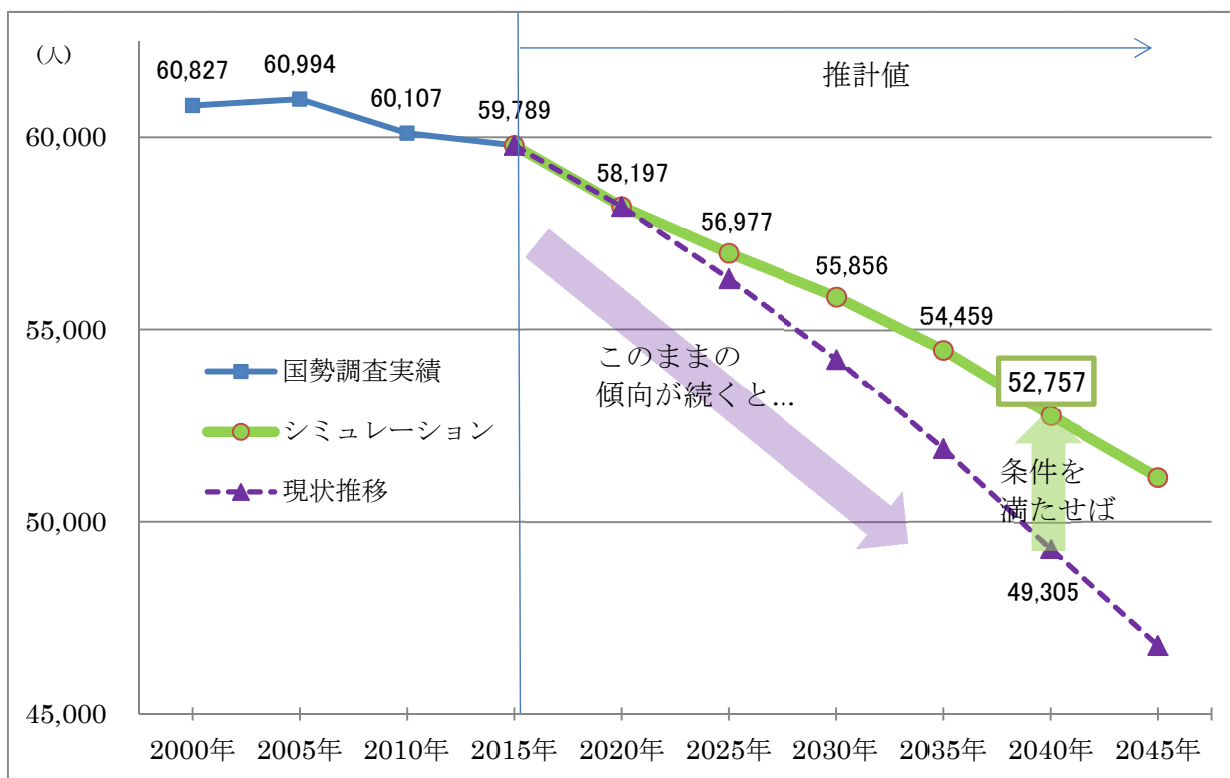
そして、誰もが愛着を持てるまちにしたい、そんな想いを込めました。

### 3. 将来人口ビジョン

人口減少、少子高齢化が進展する社会において、湖西市が将来にわたり、活力あるまちとして持続可能な発展を遂げるには、人口減少を抑制することが最も重要となります。

現状の推移から条件を変更したシミュレーションにより将来人口を展望します。

#### 将来人口の展望(国勢調査を基準とした人口推計)



#### 現状推移から変更した条件

- ・ 毎年の社会増減をプラスに！（ファミリー層の転入）
- ・ 希望出生率の1.8をかなえる！

希望出生率とは、既婚者の子ども予定、独身者の結婚希望や希望子ども数をかなえた場合に想定される出生率

(有配偶者割合 × 夫婦の予定子ども数 + 独身者割合 × 独身者結婚希望割合 × 独身者希望子ども数) × 離婚別効果

( 32.0% × 2.01人 + 68.0% × 89.3% × 2.02人 ) × .0955 ≒ 1.8

社人研「出生動向基本調査」(平成 27 年)より

### 現状推移

2015年以降の住民基本台帳の推移を国勢調査の人口に反映した市独自の推計です。

出生数は合計特殊出生率が1.45で推移すると仮定し、社会増減は近年の減少傾向から算定しています。

	2015→2020年	2020→2025年	2025→2030年	2030→2035年	2035→2040年
社会増減(人)	▲502	▲432	▲413	▲371	▲278
出生数(人)	1,929	1,853	1,856	1,782	1,615
(合計特殊出生率)	(1.45)	(1.45)	(1.45)	(1.45)	(1.45)
人口増減(人)	▲1,592	▲1,878	▲2,077	▲2,338	▲2,599
推計人口(人)	58,197	56,319	54,242	51,904	49,305
0～14歳	6,989	6,202	5,609	5,463	5,226
15～64歳	34,715	33,289	31,473	28,857	25,872
65歳以上	16,493	16,828	17,160	17,584	18,207

### シミュレーション

社会増減は転入超過に進み、2030→2035年にはプラスとなります。

希望出生率をかなえ、合計特殊出生率は2030年までに1.80となります。

	2020→2025年	2025→2030年	2030→2035年	2035→2040年
社会増減(人)	▲32	▲24	11	73
(市独自推計からの増加数)	(+400)	(+400)	(+400)	(+400)
出生数(人)	2,111	2,422	2,345	2,153
(合計特殊出生率)	(1.60)	(1.80)	(1.80)	(1.80)
人口増減(人)	▲1,220	▲1,121	▲1,397	▲1,702
推計人口(人)	56,977	55,856	54,459	52,757
0～14歳	6,550	6,611	7,023	7,064
15～64歳	33,599	32,085	29,852	27,486
65歳以上	16,828	17,160	17,584	18,207

2040年は高齢人口(65歳以上の人口)の数がピークになりますが、各期間に着実に年少人口(0～14歳の人口)、生産年齢人口(15～64歳の人口)を増加させることができれば、高齢化率が低下し、将来にわたり人口減少に歯止めがかかります。



2040年の将来人口

**52,757人**

## 4. 土地利用構想








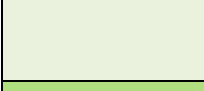



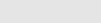
湖西市の将来土地利用図

東名高速 三ヶ日 IC





## 将来土地利用図の説明

	都市拠点	鷺津市街地の中心部を、市民の生活を支える都市機能が集約され、様々な活動や交流の中心となる都市拠点とします。
	地域拠点	新所原市街地、新居市街地の中心部を、地域における生活、活動、交流の中心となる地域拠点とします。
	新・産業拠点	工業地のうち、新たな雇用を創出し、産業の発展を促進する浜名湖西岸土地区画整理事業を中心とした地区を新・産業拠点とします。
	観光交流拠点	湖西連峰、松見ヶ浦、潮見坂、新居関所周辺、新居弁天、競艇場地区を自然環境や歴史資源をいかした観光、交流の場として、市民や市を訪れる人に快適な時間が過ごせる観光交流拠点とします。
	市街地エリア	東海道本線の鷺津、新所原、新居町の駅を中心とした主に住宅、商業の用途の市街地エリア。
	主要集落エリア	大知波、入出・太田、新所、古見・吉美、白須賀の大規模既存集落地のエリア。
	工業エリア	工業を中心として活用していくエリア。
	自然共生エリア	農業を中心とした用途で、自然と共生して生活していくエリア。
	自然保全エリア	恵まれた自然環境を維持・保全するエリア。
	主要道路	拠点間を結ぶ主な道路や市民生活に必要な主な道路。
	鉄道	市民の公共交通であり、駅を中心としたまちづくりを行います。
	構想道路	ルート検討中の浜松三ヶ日・豊橋道路(仮称)について、IC及びその周辺の土地利用について検討します。

## 土地利用の基本方針

### ○ひとの交流

- ・快適で機能的な住環境を整えます。
- ・自然災害に対応した安心な住環境を整えます。
- ・拠点間の連携、主要集落エリアのアクセスや利便性の向上のため、主要道路の整備や維持管理を優先的に行います。

### ○自然との共生

- ・浜名湖、遠州灘、湖西連峰など水・緑を守り、将来にわたり自然と共生していきます。
- ・自然景観に配慮したまちづくりを進めます。
- ・自然と共生しつつ、湖西の資源とすべく、その自然をさらに享受できるまちづくりを進めます。

### ○業(わざ)の創造

- ・産業の需要に応えるよう、必要なエリアを確保します。
- ・効率的な農地の集積を図り、優良農地を保全します。

具体的な方針については、次の計画により示します。

- ・湖西市都市計画マスタープラン
- ・湖西市立地適正化計画
- ・湖西市農業振興地域整備計画
- ・湖西市観光基本計画
- ・湖西市環境基本計画

## 議案第 40 号

### 令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 2 年度湖西市一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 779,758 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,802,090 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 4 条 繰越明許費の追加は、「第 4 表 繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	11,200,350	△400,000	10,800,350
	1 市民税	4,564,033	△400,000	4,164,033
14	使用料及び手数料	425,086	△2,300	422,786
	2 手数料	136,497	△2,300	134,197
15	国庫支出金	9,322,314	163,729	9,486,043
	1 国庫負担金	1,914,151	991	1,915,142
	2 国庫補助金	7,399,005	162,738	7,561,743
16	県支出金	1,499,471	666,703	2,166,174
	1 県負担金	822,406	6,186	828,592
	2 県補助金	545,123	660,517	1,205,640
18	寄附金	363,570	82	363,652
	1 寄附金	363,570	82	363,652
19	繰入金	1,505,275	△929,496	575,779
	1 基金繰入金	1,430,956	△929,496	501,460
20	繰越金	517,182	272,323	789,505
	1 繰越金	517,182	272,323	789,505
21	諸収入	547,336	310,517	857,853
	5 収益事業収入	241,706	325,000	566,706
	6 雑入	288,420	△14,483	273,937
22	市債	1,288,500	698,200	1,986,700
	1 市債	1,288,500	698,200	1,986,700
	歳 入 合 計	29,022,332	779,758	29,802,090

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	8,711,962	247,310	8,959,272
	1 総務管理費	8,005,782	236,374	8,242,156
	3 戸籍住民基本台帳費	142,667	10,936	153,603
3	民生費	6,826,413	19,805	6,846,218
	1 社会福祉費	3,208,812	10,838	3,219,650
	2 児童福祉費	3,267,250	8,967	3,276,217
4	衛生費	3,331,747	△35,235	3,296,512
	1 保健衛生費	687,437	111,603	799,040
	2 清掃費	1,662,931	△146,338	1,516,593
	3 環境対策費	29,503	△500	29,003
6	農林水産業費	198,016	650,093	848,109
	1 農業費	183,994	650,093	834,087
8	土木費	2,789,472	△217,047	2,572,425
	2 道路橋梁費	908,886	24,500	933,386
	3 河川費	71,824	△3,326	68,498
	4 都市計画費	1,602,462	△222,306	1,380,156
	5 住宅費	93,234	△2,915	90,319
	7 港湾費	27,388	△13,000	14,388
9	消防費	1,346,470	161,594	1,508,064
	1 消防費	1,346,470	161,594	1,508,064
10	教育費	2,869,135	△46,762	2,822,373
	2 小学校費	671,174	△12,806	658,368
	3 中学校費	424,649	△29,845	394,804
	4 幼稚園費	609,859	2,000	611,859
	6 社会教育費	362,759	△12,267	350,492
	7 保健体育費	271,508	6,156	277,664
歳 出 合 計		29,022,332	779,758	29,802,090

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
通信指令装置保守点検業務	令和2年度～令和3年度	18,883

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
減収補填債	820,000	証書借入等	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、若し くは繰上償還 又は低利に借 り換えること ができる。
調整債	180,000			

変更

(単位 千円)

起債の 目的	変更前			変更後			償還の 方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
廃棄物処分場整備事業	156,600	証書 借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	65,600	証書 借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
道路整備事業	319,400			312,200			
河川等整備事業	361,500			70,600			
道路整備事業(街路)	35,700			62,800			
地震対策事業	101,400			134,700			
小学校施設維持補修事業	12,900			39,800			

第4表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業	3,600
		公立保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業	1,500
4 衛生費	1 保健衛生費	健康福祉センター管理運営事業	12,279
6 農林水産費	1 農業費	畜産振興対策事業	650,093
8 土木費	2 道路橋梁費	新所原笠子線道路改良事業	6,000
		大倉戸茶屋松線整備事業	30,050
	4 都市計画費	鷺津駅谷上線整備事業	67,900
		組合土地区画整理事業	110,000
9 消防費	1 消防費	地震対策事業	166,500
10 教育費	1 教育総務費	学校給食施設整備事業	5,223
	2 小学校費	感染症対策等学校教育活動継続支援事業（各小学校管理運営事業）	7,200
		小学校施設整備事業	48,279
	3 中学校費	感染症対策等学校教育活動継続支援事業（各中学校管理運営事業）	5,600
		中学校施設整備事業	3,377
	4 幼稚園費	幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業	2,000



## 議案第 41 号

### 令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正 予算 (第 5 号)

令和 2 年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,679,470 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	県支出金	3,981,888	26,000	4,007,888
	2 県補助金	3,981,888	26,000	4,007,888
6	繰入金	434,525	△119,503	315,022
	1 他会計繰入金	309,525	5,497	315,022
	2 基金繰入金	125,000	△125,000	0
7	繰越金	58,166	119,503	177,669
	1 繰越金	58,166	119,503	177,669
	歳 入 合 計	5,653,470	26,000	5,679,470

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	3,879,312	26,000	3,905,312
	2 高額療養費	440,390	26,000	466,390
	歳 出 合 計	5,653,470	26,000	5,679,470

議案第 42 号

令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 3 号)

令和 2 年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,654 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,301,995 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	財産収入	57	54	111
	1 財産運用収入	57	54	111
8	繰越金	108,494	11,600	120,094
	1 繰越金	108,494	11,600	120,094
	歳入合計	4,290,341	11,654	4,301,995

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	地域支援事業費	292,411	11,600	304,011
	1 地域支援事業費	292,411	11,600	304,011
5	基金積立金	57	54	111
	1 基金積立金	57	54	111
	歳出合計	4,290,341	11,654	4,301,995

議案第 43 号

令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算（第 3 号）

令和 2 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,341 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 736,575 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	586,446	15,000	601,446
	1 保険料	586,446	15,000	601,446
3	繰入金	126,275	5,341	131,616
	1 一般会計繰入金	126,275	5,341	131,616
歳 入 合 計		716,234	20,341	736,575

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	26,129	1,089	27,218
	1 総務管理費	24,299	1,089	25,388
2	広域連合納付金	687,763	19,252	707,015
	1 広域連合納付金	687,763	19,252	707,015
歳 出 合 計		716,234	20,341	736,575

## 令和 2 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 2 年度湖西市病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第 2 条 令和 2 年度湖西市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 94,580 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 96,081 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	333,159 千円	▲72,100 千円	261,059 千円
第 1 項 企業債	177,800 千円	▲72,100 千円	105,700 千円

（企業債の補正）

第 3 条 予算第 6 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

変 更

起債の 目的	変更前			変更後			償還の方法
	限度額	起債の 方法	利率	限度額	起債の 方法	利率	
医療器械 備品購入 事業	177,800 千円	証書 借入等	5.0% 以内	105,700 千円	証書 借入等	5.0% 以内	借入先の融資条件 による。ただし、 企業財政の都合に より償還期限を短 縮し、若しくは繰 上償還又は低利に 借り換えることが できる。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 令和 3 年度湖西市一般会計予算

令和 3 年度湖西市一般会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,620,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

### (地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

### (一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士



第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 10,231,982
	1 市民税	3,788,552
	2 固定資産税	5,536,362
	3 軽自動車税	198,537
	4 市たばこ税	314,039
	6 都市計画税	394,492
2 地方譲与税		222,200
	1 地方揮発油譲与税	60,000
	2 自動車重量譲与税	155,000
	4 森林環境譲与税	7,200
3 利子割交付金		7,000
	1 利子割交付金	7,000
4 配当割交付金		35,000
	1 配当割交付金	35,000
5 株式等譲渡所得割交付金		40,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	40,000
6 法人事業税交付金		140,000
	1 法人事業税交付金	140,000
7 地方消費税交付金		1,450,000
	1 地方消費税交付金	1,450,000
8 ゴルフ場利用税交付金		16,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	16,000
9 環境性能割交付金		30,000
	2 環境性能割交付金	30,000
10 地方特例交付金		253,000
	1 地方特例交付金	50,000

款	項	金額
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	千円 203,000
11 地方交付税		140,000
	1 地方交付税	140,000
12 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13 分担金及び負担金		24,443
	2 負担金	24,443
14 使用料及び手数料		445,818
	1 使用料	307,143
	2 手数料	138,675
15 国庫支出金		3,125,367
	1 国庫負担金	1,990,978
	2 国庫補助金	1,101,317
	3 委託金	33,072
16 県支出金		1,377,117
	1 県負担金	844,790
	2 県補助金	405,158
	3 委託金	127,169
17 財産収入		122,727
	1 財産運用収入	18,910
	2 財産売払収入	103,817
18 寄附金		300,070
	1 寄附金	300,070
19 繰入金		1,554,599
	1 基金繰入金	1,554,585
	2 特別会計繰入金	14

款	項	金 額
		千円
20	繰越金	500,000
	1 繰越金	500,000
21	諸収入	540,277
	1 延滞金	14,931
	2 市預金利子	41
	4 受託事業収入	287
	5 収益事業収入	241,668
	6 雑入	283,350
22	市債	1,054,400
	1 市債	1,054,400
	歳 入 合 計	21,620,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 183,819
	1 議会費	183,819
2 総務費		2,525,144
	1 総務管理費	1,988,086
	2 徴税費	292,094
	3 戸籍住民基本台帳費	150,732
	4 選挙費	58,707
	5 統計調査費	11,244
	6 監査委員費	24,281
3 民生費		7,152,529
	1 社会福祉費	3,217,160
	2 児童福祉費	3,587,401
	3 生活保護費	347,628
	4 災害救助費	340
4 衛生費		3,799,380
	1 保健衛生費	797,857
	2 清掃費	1,962,334
	3 環境対策費	26,816
	4 病院費	1,012,373
5 労働費		73,872
	1 労働諸費	73,872
6 農林水産業費		211,725
	1 農業費	194,669
	2 林業費	15,256
	3 水産業費	1,800
7 商工費		602,525

款	項	金額
		千円
	1 商工費	602,525
8	土木費	2,256,502
	1 土木管理費	87,818
	2 道路橋梁費	934,349
	3 河川費	29,630
	4 都市計画費	1,069,977
	5 住宅費	79,091
	7 港湾費	55,637
9	消防費	1,272,769
	1 消防費	1,272,769
10	教育費	1,795,608
	1 教育総務費	513,850
	2 小学校費	271,011
	3 中学校費	210,716
	4 幼稚園費	195,660
	6 社会教育費	292,532
	7 保健体育費	311,839
11	災害復旧費	2,044
	1 農林水産業施設災害復旧費	484
	2 公共土木施設災害復旧費	1,560
12	公債費	1,694,083
	1 公債費	1,694,083
13	予備費	50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	21,620,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度コンピュータシステムリース料 (19件)	令和4年度～令和9年度	550,249
令和3年度事務機器等リース料 (27件)	令和4年度～令和8年度	73,195
令和3年度車両リース料 (7件)	令和4年度～令和7年度	10,323
胃がん内視鏡検診支援業務	令和4年度～令和7年度	5,648
土地評価替支援業務	令和4年度～令和5年度	35,684
地図情報システム更新管理業務	令和4年度～令和5年度	12,056
包括施設管理業務 (追加分)	令和4年度～令和5年度	69,864
令和3年度湖西市土地開発公社事業資金による公共用地取得事業 (3件)	令和4年度～令和5年度	142,629千円と諸経費及び利子相当額
ICT支援員派遣業務 (2件)	令和4年度～令和5年度	31,548
笠子・新居廃棄物処分場浸出水処理施設水質分析	令和3年度～令和4年度	4,507
横須賀橋郷北線(鷺津踏切)道路改良事業	令和4年度	95,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道対策事業	5,400	証書借入等	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金資 金についで、利率 の見直し後 においては当該 見直し後の 利率)	借入先の融資条件によ る。ただし、市財政 の都合により償還期 限を短縮し、繰上償 還又は低利に借り換 えることができる。
支所整備事業	31,400			
斎場整備事業	30,400			
廃棄物処分場整備事業	362,300			
土地改良整備事業	16,200			
畜産振興対策事業	10,100			
観光施設整備事業	3,300			
道路整備事業	363,300			
道路整備事業(街路)	14,500			
港湾事業	29,700			
地震対策事業	88,400			
消防車両整備事業	67,300			
小学校施設維持補修事業	32,100			
計	1,054,400			

## 令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,616,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

### (一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000 千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士



第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	1,046,591
	1 国民健康保険税	1,046,591
2	使用料及び手数料	321
	1 手数料	321
4	県支出金	4,009,455
	2 県補助金	4,009,455
5	財産収入	103
	1 財産運用収入	103
6	繰入金	482,935
	1 他会計繰入金	317,935
	2 基金繰入金	165,000
7	繰越金	50,000
	1 繰越金	50,000
8	諸収入	26,595
	1 延滞金	7,425
	2 加算金	2
	3 国民健康保険事業特別会計預金利子	1
	4 雑入	19,167
	歳 入 合 計	5,616,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 22,347
	1 総務管理費	14,389
	2 徴税費	7,637
	3 運営協議会費	321
2 保険給付費		3,893,851
	1 療養諸費	3,404,912
	2 高額療養費	466,390
	3 出産育児諸費	17,649
	4 葬祭諸費	4,750
	5 移送費	150
3 国民健康保険事業費納付金		1,584,408
	1 医療給付費分	1,074,124
	2 後期高齢者支援金等分	378,968
	3 介護納付金分	131,316
4 共同事業拠出金		5
	1 共同事業拠出金	5
6 保健事業費		67,108
	1 保健事業費	5,896
	2 特定健康診査等事業費	61,212
7 基金積立金		103
	1 基金積立金	103
8 公債費		40
	1 公債費	40
9 諸支出金		38,138
	1 償還金及び還付加算金	38,137
	2 繰出金	1

款	項	金 額
10 予備費		千円 10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		5,616,000

## 議案第 47 号

### 令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計予算

令和 3 年度湖西市介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,144,140 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	1,043,529
	1 介護保険料	1,043,529
2	使用料及び手数料	10
	1 手数料	10
3	国庫支出金	832,059
	1 国庫負担金	664,759
	2 国庫補助金	167,300
4	支払基金交付金	1,062,211
	1 支払基金交付金	1,062,211
5	県支出金	592,646
	1 県負担金	548,436
	3 県補助金	44,210
6	財産収入	87
	1 財産運用収入	87
7	繰入金	590,379
	1 一般会計繰入金	590,378
	2 基金繰入金	1
8	繰越金	2
	1 繰越金	2
9	諸収入	23,217
	1 延滞金	1
	2 預金利子	1
	4 雑入	23,215
	歳 入 合 計	4,144,140

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 52,124
	1 総務管理費	23,704
	2 介護認定費	28,420
2 介護給付費		3,750,410
	1 介護サービス等諸費	3,750,410
4 地域支援事業費		308,153
	1 地域支援事業費	308,153
5 基金積立金		22,118
	1 基金積立金	22,118
6 公債費		123
	1 公債費	123
7 諸支出金		1,212
	1 償還金及び還付加算金	1,211
	2 繰出金	1
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		4,144,140

議案第 48 号

令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 3 年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 729,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 19 日提出

湖西市長 影 山 剛 士

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 597,904
	1 保険料	597,904
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		129,524
	1 一般会計繰入金	129,524
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,561
	1 延滞金	10
	2 保険料還付金及び還付加算金	1,550
	3 預金利子	1
歳 入 合 計		729,000

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 24,363
	1 総務管理費	22,535
	2 徴収費	1,828
2 広域連合納付金		703,075
	1 広域連合納付金	703,075
3 諸支出金		1,562
	1 償還金及び還付加算金	1,550
	2 繰出金	12
歳 出 合 計		729,000



## 議案第 49 号

### 令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度湖西市公共下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数		8,700戸
(2) 年間総処理水量		2,409,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均処理水量		6,600m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	管路建設改良工事	布設延長 1,100m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 下水道事業収益			1,370,572 千円
第 1 項 営業収益			363,634 千円
第 2 項 営業外収益			1,006,937 千円
第 3 項 特別利益			1 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用			1,354,365 千円
第 1 項 営業費用			1,191,747 千円
第 2 項 営業外費用			160,988 千円
第 3 項 特別損失			630 千円
第 4 項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 396,240 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 41,604 千円、過年度分損益勘定留保資金 132,494 千円、当年度分損益勘定留保資金 222,142 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	774,546 千円
第1項 企 業 債	539,500 千円
第3項 他 会 計 出 資 金	34,749 千円
第5項 他 会 計 補 助 金	19,596 千円
第7項 補 助 金	160,750 千円
第8項 負 担 金 及 び 分 担 金	19,951 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,170,786 千円
第1項 建 設 改 良 費	493,772 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	677,014 千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水質管理業務 湖西浄化センター	令和3年度～令和4年度	1,155 千円
有毒ガス検知器リース料	令和4年度～令和7年度	308 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業債	231,100 千円	証書借入等	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
資本費平準化債	308,400 千円			
計	539,500 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

84,212千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、590,941千円である。

令和3年2月19日提出

湖西市長 影山 剛士

## 令和 3 年度湖西市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数		26,400戸
(2) 年 間 総 配 水 量		6,795,000m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 配 水 量		18,600m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	配水管布設工事他	布設延長 4,370m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益		1,235,184 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,120,421 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		114,743 千円
第 3 項 特 別 利 益		20 千円
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用		1,062,464 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,050,430 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		11,004 千円
第 3 項 特 別 損 失		1,030 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 743,385 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 53,681 千円、当年度分損益勘定留保資金 287,710 千円及び建設改良積立金 401,994 千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 資 本 的 収 入			34,423 千円
第2項 固定資産売却代金			10 千円
第4項 補 助 金			26,103 千円
第5項 その他資本的収入			8,310 千円
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出			777,808 千円
第1項 建 設 改 良 費			701,221 千円
第2項 企 業 債 償 還 金			76,587 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 98,837 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、51,868 千円と定める。

令和3年2月19日提出

湖西市長 影 山 剛 士

## 令和 3 年度湖西市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度湖西市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	196床
(2) 年間入院患者数	26,645人
1日平均患者数	73人
(3) 年間外来患者数	90,750人
1日平均患者数	375人
(4) 主要な建設改良事業	
公共下水道接続工事他	83,017千円
医療機器等購入	67,003千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		3,381,595 千円
第 1 項 医業収益		2,512,998 千円
第 2 項 医業外収益		868,570 千円
第 3 項 特別利益		27 千円
	支	出
第 1 款 病院事業費用		3,675,123 千円
第 1 項 医業費用		3,574,377 千円
第 2 項 医業外費用		98,702 千円
第 3 項 特別損失		1,044 千円
第 4 項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 70,893 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	208,399 千円
第1項	企業債	149,900 千円
第2項	負担金	58,497 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	寄附金	1 千円
支 出		
第1款	資本的支出	279,292 千円
第1項	建設改良費	167,479 千円
第2項	企業債償還金	111,813 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
健診システムリース料	令和4年度～令和7年度	30,276 千円
公用車リース料	令和4年度～令和7年度	2,640 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道接続事業	49,400 千円	証書借入等	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
ナースコール改修事業	24,200 千円			
電話設備PBX改修事業	9,300 千円			
医療器械備品購入事業	67,000 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に係る予算額に過不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用と医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,980,130千円 |
| (2) 交際費   | 710千円       |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、710,629千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、559,866千円と定める。

令和3年2月19日提出

湖西市長 影山 剛士